○農林水産省令第五十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十条第三項の規定を実施するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十八日

農林水産大臣　野村　哲郎

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農業上の用途） **第四条の二**　（略） 2　（略） 3　前項の規定による農業上の用途の指定は、農用地区域に係る土地利用に関する計画、地域の住民からの市町村に対する申出その他の市町村として考慮すべき事情がある場合には、当該事情を適切に勘案したものでなければならない。	（農業上の用途） **第四条の二**　（略） 2　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

○農林水産省・国土交通省令第一号

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十三号）の施行に伴い、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第十一条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十八日

農林水産大臣　野村　哲郎

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第十一条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の一部を改正する省令

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第十一条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令（平成十九年農林水産省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第十四条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（以下「法」という。）第十四条の農林水産省令・国土交通省令で定める簡略化された手続は、都道府県又は市町村が、法第五条第一項に規定する活性化計画に農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）第二条第四号に掲げる事項を記載した場合においては、市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第七条第一項の認定の申請に際し、次に掲げる事項の記載を省略する手続とする。 一・二　（略）	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第十一条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条の農林水産省令・国土交通省令で定める簡略化された手続は、都道府県又は市町村が、法第五条第一項に規定する活性化計画に農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）第二条第四号に掲げる事項を記載した場合においては、市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第七条第一項の認定の申請に際し、次に掲げる事項の記載を省略する手続とする。 一・二　（略）

附　則

この省令は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。